

平成30年12月5日	資料3-1
第43回レセプト情報等の 提供に関する有識者会議	

DPCデータの第三者提供について

平成30年12月5日
保険局医療課

第三者提供に係る課題

<背景>

DPCデータについては平成29年度に第三者提供を開始しており、集計表情報のみ提供を行っている。

申請に係る問い合わせは9件(うち、申出者の要件を満たす者からのものは7件)あり、一定の需要は認められるものの、申請に至ったのは1件と少ない。

DPCデータは医療サービスの質の向上のための研究として、多くの研究者に活用されることが望ましく、活用の促進に資する対応の検討が必要。

<課題>

DPCに係る研究者や申請を検討する者に申請に至らない理由を尋ねたところ、以下の意見を複数頂いた。

- 提供される集計表はNDBにおける提供よりも個人情報の問題は考えにくいのではないか。
- セキュリティ要件を満たす設備を用意することは困難。

課題に係る検討と対応方針(案)

<検討>

- ・DPCデータにおけるセキュリティ要件は、データを保存・利用する機器は外部ネットワークに接続しない、機器は施錠できる場所に保存し入退管理を実施する等を求めている。
- ・NDBデータの提供においては、提供依頼申出者の要望する集計表を提供し、申出者が成果物を公表する段階において最小集計単位の規定が適応される。
- ・他方、DPCデータの提供においては、提供の時点で最小集計単위에 則った集計表が提供される。このため、提供される集計表は、NDBデータの集計表とは異なり個人や医療機関を特定する等の可能性が低い。
- ・このことを踏まえると、集計表については、セキュリティ要件を緩和することは申請数の増加に資するものと考えられる。

<対応(案)>

以上を踏まえ、医療サービスの質の向上に資する適切な利用が進むよう以下の通り対応してはどうか。

- ・集計表の提供において、データの利用場所、保管場所等のセキュリティに係る要件は簡素化する。
- ・次回有識者会議においてガイドラインの変更を審議し、次々回以降の提供より適用する。